

令和2年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録（案）

令和2年6月22日（月）～9月30（水）
メー ル 開 催

委員 嶋崎 政男 片岡 洋子 石川 和之 橋野 仁美
近藤 一夫 石川 真紀 小柴 孝子
事務局 教育振興部児童生徒課

1 協議内容

- (1) 千葉県のいじめの状況について
- (2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価及び検証について
- (3) コロナウイルス感染症に係るいじめ防止に向けた取組等について
※資料に対する委員からの質問等に対する回答での協議

【事務局】

資料1 「千葉県のいじめの状況について」
資料2 「令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧」
資料3 「新型コロナウイルス感染症に係る取組について」
上記の資料を調査員に提示

(1) 千葉県のいじめの状況について

※資料1 「千葉県のいじめの状況について」

1 意見

【委員】

認知件数の増加は「漏らさず拾い上げる」という姿勢の現われであり、取組の成果と捉えてよい。各学校の取組状況は、おおむね良好と思われる。

【委員】

いじめ認知件数の増加については、「積極的認知」と了解している。このことにより、きめ細やかな対応が可能となり、今後の施策の参考にもなる。

【委員】

いじめ発見のきっかけや相談状況において、担任の果たす役割が大きい。あらためて、いじめに係る対応のスキルアップに繋がる研修の重要性を認識している。教職員が「一人で抱え込まない」ことも大原則である。

【委員】

いじめの態様の約半数が「冷やかしやからかい、悪口等」である。相手を思いやり、言葉等の重みをしっかり自覚できるような「心の教育」が、ますます不可欠である。

【委員】

積極的な発見が望ましく、認知件数の増加傾向は今は歓迎すべきと考える。
どちらかというところと全く報告がない学校の方が心配で、数が多くとも積極的に見つけて対応している学校が評価されることを願っている。

【委員】

平成30年度以前と比較しても令和元年度の認知件数が大きく増加している点が気になる。社会環境や学校・家庭環境など、子供たちを取りまく環境に何か変化があったのか、いじめ予防的な観点からも分析していただきたい。

【委員】

いじめの状況について、発見のきっかけが「学級担任」の割合が10%程度であるが、学級担任と児童生徒の信頼関係を構築し、さらに担任によって早期発見ができるように努めてほしい。

2 質疑

【委員】

平成30年度に高等学校のいじめ認知の増加が目立つがその要因は何か。

【事務局】

高等学校における認知件数の増加は、定義に基づき、いじめを適切に認知した学校が増加していることが、要因として考えられる。特に高等学校における「認知した学校」の割合は、平成29年度においては、77.4%となっていたが、平成30年度は88.4%と増加しており、アンケート調査や面談等で認知に努めた結果と考えられる。

依然として小中学校に比べ少ないことから、今後も法の定義に従った認知がされ、認知漏れがないように、より積極的な働きかけをしていきたい。

【委員】

どの学校種も「スクールカウンセラー等によるいじめの発見」は1%以下である。「発見」が1%以下である点は、派遣状況等の事情を勘案すれば仕方ないが、「相談状況」で1～6%という数値はスクールカウンセラー等の派遣事業の趣旨を考えると少なすぎないか。

【事務局】

いじめの認知のきっかけについては、アンケート調査がどの校種とも最も多く、次に学級担任になっている。これは、学校がいじめを早期発見する為に、教育相談週間や各種アンケート調査等、計画的に実施した取組によるものと考えられる。

その結果、いじめの被害を受けている児童生徒がスクールカウンセラーにいじめを訴える前に、学校の積極的な取組により認知されているケースが多くなり、スクールカウンセラーがきっかけとなる件数が少なくなったことが一因であると考えられる。

しかし、認知後の相談については、スクールカウンセラーに相談することも多く、被害児童生徒の心のケア等の対応に活用されている。

【委員】

重大事態の発生状況及びその対応・成果についてお聞きしたい。

【事務局】

令和元年度の重大事態の発生状況について、県内公立学校で39件発生している。いじめの状況や不登校の初期段階から積極的に重大事態として認知し、調査にあたる学校が増えてきている。今後も引き続き、重大事態の認知や対応について指導・助言していく。

【委員】

法第14条の付属機関の設置状況について伺いたい。

【事務局】

平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、

- ①設置済み44.4%（24自治体）
- ②設置に向けて検討中、13.0%（7自治体）
- ③設置するかどうかを検討中22.2%（12自治体）
- ④設置しない20.4%（11自治体）

となっている。

【委員】

新型コロナウイルス感染症に関するいじめほどの項目に分類されるのか。

【事務局】

新型コロナウイルス感染症に係る内容がいじめの背景にあった場合も他のいじめ事案と同様に分類している。

仮に、

- ・咳やくしゃみ等を見聞きして当事者をからかうような言葉があった場合には「冷やかしからいじめ、悪口等」に分類する。

その他、被害を受けた具体的な態様によって分類をしている。

【委員】

いじめ防止等の取組状況の「学校いじめ基本方針の修正」について「修正の必要性が生じたが、修正はしていない」学校があるのはなぜか伺いたい。

【事務局】

修正していない学校について確認したところ、調査時点では修正していないが、年度初めの4月には修正は完了していると報告を受けている。これは、4月を待たずに修正すべきである。

【委員】

いじめ防止等の取組状況の「いじめ対応における課題は何か」について、どの項目も学校が日ごろから考慮していることと思うが、生徒指導・いじめ対策室としてどのように指導をしているか伺いたい。

【事務局】

初期対応に課題があり、保護者との関係が悪化し問題が複雑化してしまう事案が増加している。生徒指導・いじめ対策室としては、管理職や生徒指導担当対象の研修をはじめ、学校訪問や研究協議会等で、法や条例、基本方針に則り、初期の段階から組織で対応するよう、実際にあった事例をもとに指導・助言を行っている。

【委員】

いじめの態様について、高等学校の「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」の割合が高い。今後も増加すると予想されるが、対応策もしくは予防教育についての実践について伺いたい。

【事務局】

いじめ問題対策連絡協議会の「ネット専門部会」では、ネットいじめ対策について、情報交換、連絡調整、啓発活動等を行っている。

各学校へは「スマホの適切な利用にむけて」のリーフレットを配付し、いじめの未然防止や啓発を行った。また、情報モラル教育の講師を学校へ派遣し、直接児童生徒や保護者及び教職員に対して指導を行っている。また、指導主事会議や各学校の生徒指導主事等を対象とした各種会議等で、ネットを介したいじめの現状や対応策等を伝え、学校の指導体制について指導助言を行っている。

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価及び検証について

※資料2「令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧」

1 意見

【委員】

様々な事業が効果的に推進されている様子がよくわかる。

【委員】

「3 学校問題解決支援対策事業」の研修に対する評価が高かったこと、「5 いじめ問題対策連絡協議会」にある「学校の教職員の専門性では対応しきれない～」の文章からも、学校支援の視点から事業の一層の活性化が望まれる。

【委員】

「9 いじめ対策等生徒指導推進事業」に「福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している」とある。大きな課題と捉えたい。

【委員】

「14 研修事業」の充実は心強い。更なる充実をお願いしたい。

【委員】

「22 いじめ防止啓発カード」の「4つの勇気」は全国的に注目されている、素晴らしい取組姿勢と考える。

【委員】

「10 不登校児童生徒支援事業について」「相談担当教員一人当たりの携わる件数が多く、十分な対応が難しい場合がある。」ことについてが気がかりである。

【委員】

「18 スクールカウンセラーの配置」について、スクールカウンセラーの配置状況及び人材確保の地域格差は非常に重要な課題だと思う。

【委員】

高等学校におけるスクールカウンセラーの配置について学校の状況をよく分析して配置しているのは、現状における限りある人材資源の有効活用という観点から良いが、将来的にはより一層のスクールカウンセラーの配置の充実をお願いしたい。

【委員】

「3 学校問題解決支援チームに学ぶ」は興味深い。若手教員に限るのはもったいない。

【委員】

「6 道徳教育推進プロジェクト事業」について今後も効果的な映像教材及び読み物教材の作成を楽しみにしている。もちろん、これまでの各教材も素晴らしく、成果をあげていると確信している。

【委員】

「18 いじめ防止対策事業（SCの配置）」小学校配置150校はぜひ維持していただきたい。SCは、力量はもちろん、教職員と円滑に連携して児童生徒を支援できるような方をお願いしたい。

【委員】

多くの企画が広範囲でされており素晴らしいと思う。これは今回初めて知ったので、このような熱心な取組が他機関には知られていない気がする。今後、分野を超えた交流など参考にさせて頂く。

【委員】

「12 SOSの出し方に関する教育の実践」について、「SOSの出し方に関する授業」について改定を行うとのことであるが、子どもへの伝え方についても工夫していただきたい。（単に担任が資料を子どもに見せるだけでは伝わりにくい。）

【委員】

中・高校生向けリーフレットで「言葉の持つ力をじっくり考えてみましょう」は、具体的で身近な話なのでわかりやすく大変良いと思う。

【委員】

「14 研修事業」について、特に管理職が受講するスクールロイヤーによる法律面からのいじめ対応研修を取り込んでいただきたい。

2 質疑

【委員】

「10 不登校児童生徒の支援事業」で「対策」を「支援」に変更したのは「不登校を問題行動と判断してはならない」と文科省通知の趣旨に一致するが、対象を「不登校児童生徒」に絞らない、「不登校を生まない学級づくり」や「学習機会の拡大」等のいわゆる「不登校対策」はどのように進めるのか。

【事務局】

「不登校を生まない学級づくり」や「学習機会の拡大」等の、不登校児童生徒に直接的なものでなくても、未然防止策や、多様な学習の機会がある事を踏まえ、個を認めていくという意味から「支援」としてまいりたいと考える。

「不登校を生まない学級づくり」や「学習機会の拡大」等については、不登校児童生徒支援チームを活用した校内研修の推奨や、校内に不登校児童生徒支援教室を設け、教室に入れない児童生徒に学習の機会を確保する「不登校児童生徒支援推進校」等を引き続き活用していきたいと思う。

【委員】

スクールロイヤーの活用が各地で見られるが、県内はどのような状況か。

【事務局】

同事業は、教職員が法に基づき毅然と対応できる体制の構築や、子どもたちの法や人権意識を高め、いじめ等の問題行動の未然防止に努めることを目的としています。

令和元年7月から事業を開始しており、活動状況は、法律相談76件（電話相談34件、対面相談42件）、研修7回（管理職6回、希望1回）、児童生徒向け出前授業10回となります。生徒にとっては、普段の自分の行動を振り返る機会となり、教職員にとっては、改めていじめを起こさせないために何ができるかを考える機会になったとの意見があった。

【委員】

今後、重大事態は増加するものと思われ、学校主体の調査への不信等を理由に教育委員会が主体となる場合の調査会の役割の明確化が重要である。

最も心配なのは市町村の重大事態への取組である。現在8区市で調査会の委員長を務めているが、どこも事案の増加・終結までの長期化等の困難性・予算確保などで悩んでいる。法第33条には「都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する市町村の事務の適正化を図るため、必要な指導、助言、又は援助を行うことができる」とあり、「援助」には人的・資金的援助も含むと解されている。

今後には備えた組織・予算等の検討が必要と思う。

【事務局】

市町村で発生した重大事態について、御指摘のとおり当課としても大変危惧している。現在、対応等を検討しているところである。

【委員】

平成31年度において、訪問相談担当教員一人当たりの携わる件数は何件くらいなのか。

【事務局】

令和元年度の訪問相談担当教員の、一人当たりの延べ相談・助言件数は、約790件である。

【委員】

訪問相談担当教員の相談件数は、30年度以前よりも増加しているのか。

【事務局】

平成30年度と比べると、令和元年度の訪問相談担当教員の対応件数は減少している。これは、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、3月に訪問等の機会が減少したことが理由として考えられる。

【委員】

「相談担当教員一人当たりの携わる件数が多く、十分な対応が難しい場合がある。」が、相談担当教員一人当たりの携わる件数は何件が適正なのか。

【事務局】

家庭により訪問時間に長短があるため、一概に適正件数を定めることは難しいと考える。令和元年度の一人当たりの相談・助言件数は、約790件で、一日当たりは3.29件となる。

【委員】

スクールカウンセラーの人材確保について、ある地区から人材確保が困難な場合には他の地区からの人材登用は可能か。

【事務局】

地域によっては、人材が不足している状況であり全県で調整している。

【委員】

「3 学校問題解決支援対策事業」について「本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施する」ことは大変重要なことだと思う。この研究を生かした若手教員向けの学校問題解決対応能力の育成について、詳しく伺いたい。

【事務局】

本事業は学校に寄せられる保護者や地域住民等からの要望や苦情について、学校だけでは対応が困難な事例に対して、専門的知見から助言を行うものである。

その知見を活用し、若手教員に対して研修を行い、学校の対応力の向上を図っている。

令和元年度は、8月29日（木）、希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」において、学校問題解決支援チームの委員である千葉県スクールロイヤーの西田弁護士より、「法に基づいた学校問題の対応について」、千葉県精神保健福祉センター次長の石川医師より、「対話による新たなアプローチ」について、講話いただいた。参加者によるアンケートでは、87.0%の参加者から「参考となった」との回答があり、具体的には「いじめ、虐待に対する法的対応や子どもや保護者への対応について、専門家の知見を聞け、とても有意義な研修だった。」などの高い評価を得ている。

【委員】

「6 道徳教育推進プロジェクト事業」について「相互理解、寛容」の寛容の意味について、「ゆるすこと」と「少数意見を差別待遇しないこと」どちらか。

【事務局】

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年3月）によると、「相互理解と寛容」の内容項目は、人間関係を築くために、自分の考えを相手に伝えて、相互理解を図るとともに、謙虚で広い心をもつことに関する項目となっている。

豊かな社会をつくるためには、人の考えや意見の多様さを互いに認め合い理解しながら高め合う関係を築くことが不可欠であり、自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、自分とは異なる意見や立場も広い心で受け止めて相手への理解を深めることで、自らを高めていくことができると考える。

寛大な心をもって他人の過ちを許すことができるのは、自分も過ちを犯すことがあるからと自覚しているからであり、自分に対して謙虚であるからこそ、他人

に対して寛容になることができると考えます。寛容とは、他人の過ちを大目に見たり、見て見ぬふりをしたりすることではなく、他人の過ちを許すことは、他人の不正を許すことでもない。

道徳科の授業では、例えば、児童生徒がいじめや不正を見逃さず、排除しようとする主張や不正を指摘する資質や能力を培い、相互に個性や立場を尊重することの大切さについて考えている。

【委員】

「13 各種会議等の開催」について、全般的な「人権教育」について、具体的な取組を伺いたい。

【事務局】

児童生徒課人権教育班が主催する各種学校人権教育研究協議会では、喫緊の人権課題を中心に取り上げ、参加者の人権意識を涵養した。そして、参加者が各学校の人権教育に生かすことを通じて、学校人権教育の全県的な推進を図り、いじめの早期発見・早期対応につなげた。令和元年度の具体的な取組は以下のとおりである。

- 担当指導主事協議会（年5回開催 対象：教育事務所の担当）
 - ・行政説明「学校人権教育の推進について」
 - ・DVD視聴「拉致問題、同和問題」
 - ・講演「千葉県手話言語条例について」、「いじめの実態」、「人身取引被害の現状と対策」、「児童虐待とDVの現状、外国人母子家庭とのかかわり方」、「私らしく生きる～光を失っても～」
 - ・フィールドワーク（同和問題）
 - ・参加体験型の手法についての研修
- 全体協議会（年1回開催 対象：市町村教育委員会の担当者）
 - ・行政説明「学校人権教育の推進について」
 - ・講演「性同一性障害や性指向・性自認に係る児童生徒への対応について」、「児童虐待の現状と対応」
 - ・協議「児童生徒のいじめ・児童虐待の現状と対応について」
- 地区別協議会（年1回 対象：公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校の管理職、担当者（隔年交替））
 - ・行政説明「学校人権教育の推進について」
 - ・講演「児童相談所の役割と学校」、「多様な性から考える～すべての子供が過ごしやすい学校とは」
- 推進校協議会（年5回 対象：人権教育推進校の担当者小10校、中10校、高5校）
 - ・行政説明「学校人権教育の推進について」
 - ・講演「性同一性障害や性指向・性自認に係る児童生徒への対応について」、「児童虐待の現状と対応」、「児童虐待とDVの現状、外国人母子家庭とのかかわり方」、「私らしく生きる～光を失っても～」
 - ・協議「児童生徒のいじめ・児童虐待の現状と対応について」、「推進校実践報告」、

「各校の人権教育」

- ・参加体験型研修「共感的理解」、「アサーティブトレーニング」

○高等学校協議会】（年1回 対象：高等学校の管理職及び担当者）

- ・行政説明「学校人権教育の諸課題とその対策」
- ・講演「インターネット上の人権侵害と対策」、「児童虐待案件における学校と警察の連携」
- ・協議「学校における情報にまつわる人権侵害」

【委員】

「13 各種会議等の開催」について、特別支援学校高等部の「ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題」について、具体的な取組を伺いたい。

【事務局】

①ネットトラブルに関する課題

- ・スマートフォン、携帯電話での生徒間のトラブル（SNSの使い方）
- ・個人情報の管理（LINE、ゲームアプリ、写真や動画のやりとりなど）

<具体的な取組>

- ・インターネットを通じた諸問題や携帯電話の使い方について考える機会を設け、情報モラル教育や研修を行っている。（例：外部講師の活用、保護者との連携）
- ・スマートフォンやSNSの使い方について、リーフレットを活用している。
- ・全校集会やHR、教科（情報教育分掌との連携）の中で継続して指導している。

②性に関する課題

- ・男女交際に興味関心を持っている生徒へ、性に関する指導が必要なケース
- ・適切な異性との関わり方

<具体的な対応>

- ・教職員向けに性教育に関する研修を行っている。
- ・保健や道徳の授業で指導している。
- ・個別に対応した指導を行ったり、関係機関と連携した指導を行ったりしている。

【委員】

「16 いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置」について、加配された303名の教員について、具体的にどのような活用成果があったのか伺いたい。

【事務局】

加配配置校からは、見回り指導の充実や学級担任をサポートする体制を構築することができ、「様々な問題を抱えた生徒へ組織的に対応を行うことができた」「生徒間のトラブルなど様々な問題を早期発見し、情報共有をした上で早期に対応することで、問題の発生件数を減らすことができた」「いじめの認知件数、長欠生徒数の減少がみられた」等の成果が報告されている。

【委員】

「20. 21 SSWの配置」についてSSWとアクティブスクールのSSWの違いについて伺いたい。

【事務局】

職務内容については、同様だが、アクティブスクール配置のSSWは、年間勤務時間が624時間、その他のSSWは全て年間勤務時間は543時間となる。

アクティブスクールは、地域の教育力を活用しながら生徒を育てる視点を重視したパイロットスクールの意味があり活動時間を増やしている。

【委員】

「22 いじめ防止対策推進事業」について「いじめ防止啓発カード」は、なぜ全学年に配付しないのか、伺いたい

【事務局】

県内の国公立私立の小学校から高等学校に通う全児童生徒を対象に配付している。カードは、発達段階に応じた内容になっており、小学生低学年用及び高学年用、中学生・高校生用の3種類を小学1年及び4年、中学1年に配付し、1人の子供が小中9年間の間に3回受け取ることになる。

現在、カードとリーフレットを同時に配付しているが、これを別々に配付することで1人の子供が9年間で6回受け取れるよう検討している。

(3) コロナウイルス感染症に係るいじめ防止に向けた取組等について ※資料3「新型コロナウイルス感染症に係る取組について」

1 意見

【委員】

適時適切な通知やリーフレットの配付等が行われている。

【委員】

早い段階で、各種リーフレット等を出していただき、感謝している。

【委員】

一つの分野への偏見が、他のすべての差別やいじめ、人権侵害につながっていく。コロナウイルスに起因する差別があってはならない。

【委員】

「心の教育」が大切である。すべての教育活動を通じて行われているものだが、とりわけ、特別活動、総合的な学習の時間、道徳の果たす役割が大きいと考える。特に各学校で創意工夫された「特別活動」が展開されることを願っている。

【委員】

コロナウイルスの影響で、休校となり、各学校ではカリキュラム消化に向けて、授業中心に本格的に動き出す。そういう中で、「心の教育」が、縮小されることを懸念している。各校で、こういう時だからこそ、実践的・効果的な「心の教育」を実施していただきたい。特別活動の大きな柱である学校行事も、ある程度再構成されてしまうと思うが。

【委員】

千葉県では、勝浦で中国帰国者受け入れをしたため、早期から学校に通知を出し、いじめの未然防止をしていた点で評価されていると思う。

【委員】

いじめ防止についてチラシが配付されているが、「いじめをしてはいけない」という文言とともに「医療従事者への感謝の気持ちを持ちましょう」という内容を盛り込んではどうだろうか。

【委員】

中・高校生向けリーフレットで「言葉の持つ力をじっくり考えてみましょう」は、具体的で身近な話なのでわかりやすく大変良いと思う。

【委員】

明確なメッセージを出すことが重要であり、読みやすいパンフレットなど積極的に出していることが素晴らしいと思いました。児童が相談しやすいSNS利用も画期的です。県教育委員会の熱意を感じた。

【委員】

感染対策は家が密室になる危険もあり、学校が頼りなので、1日1回（または週何日かでも）ビデオ通話の朝礼、電話やメールなど、子供と接触する機会が維持されるとありがたい。

【委員】

3カ月の臨時休校は、子供たちの規則正しい生活を少なからず乱した。見た目だけではわからないストレスやコロナ禍の中で学校へ通う事の不安をかかえている子供が多くいると思う。そのストレスや不安が、いじめや不登校を生まないように、学校の先生方には、「新しい生活様式」を遵守しつつ、「新しい子供を見る観点」として子供達に寄り添った指導をして頂きたいと思う。

2 質疑

【委員】

全国では、医療従事者やホテル従業員の子供たちがいじめに遭っていたと聞くことがあるが、千葉県では、実際のところ、どのくらいの子供たちが、どのようないじめに遭っていたのか伺いたい。

【事務局】

これまで県内で2度実施したいじめの調査では、「コロナ」という言葉を用いたからかいが計3件あり、その場で指導し解決済みと報告を受けています。引き続き、児童生徒を適切に指導し、差別や偏見の防止に努めてまいります。